

自由フランスから第四

共和國までの基本法(三)訳

山本浩三

三 國民解放フランス委員会(續)

一九四三年九月一七日、訴訟仮委員会が命令で創設された。

十月二日、國民解放フランス委員会の組織と作用を定める新統令(訳)が出された。これによりド・ポールのジローに対する優位性が確保された。

同日、國民解放フランス委員会の議事の内部規律が統令で定められた。

十月十五日および十一月六日は、臨時諮詢議会の構成(組織)にかんする命令の一節が修正された(訳)。

一九四四年四月二一日、解放後のフランスにおける國家組織を命令(訳)で定めた。

六月三日、國民解放フランス委員会の名称をフランス共和国

臨時政府の名称にかえる命令(訳)が発せられた。

以上の法はすぐ北阿のアルジェで作られたのであるが、一方、フランス本国の抵抗全國評議会(Conseil National de

La Resistance. 略して C. N. R.) が作った綱領も憲法史上見のがすわけにはゆかない。

抵抗全國評議会は一九四一年末頃からその形成をのぞまれていたが、ジャン・ムーランの決死的努力により一九五三年五月二七日ベリーのド・ポール街で第一回総会をむりくりなった。一九四四年三月十五日、抵抗全國評議会は綱領を確定した。

綱領は一部よりなり、第一部は長文で当面の斗争計画を定め

統一の必要性を力説している。第二部は短く、将来の諸政策を述べてい。

この第一部を訳しておいた。テキストは H. Michel et B. Mirkin-Guetzévitch. Les idées politiques et sociales de la Resistance. p. 215.

國民解放フランス委員会の組織と作用を定める一九四四年十月一日の統令。

第一条 國民解放フランス委員会は政府機関である。委員会は戦争の全般的指導を確保する。

委員会は陸軍、海軍、空軍の統一を調整する。

委員会はその全般的政策を定め、すべての領域における行動指針を決定する。

第二条 國民解放フランス委員会の権限事務は委員の間に分

配される。

委員会はその構成員を統令によつて任命し、同じ方法でその人数と職権を定める。

第三条 国民解放フランス委員会の決定は投票の過半数で認められる。決定はすべての構成員を拘束し、集団的責任を負はせる。委員は委員会に対し責任がある。

第四条 委員会の議長はおのおの次の責任を負う。

ド・ゴール将軍は政府活動の指導。

ジロー將軍は総指揮権と軍事作戦の指導。

ジロー將軍が作戦中の軍隊の有效な指揮権をもつ日から、国民解放フランス委員会の議長としての権限を行使することをやめる。

第五条 政府活動の指導の責任を負う議長は委員会の議事を指揮し、その決定の執行を検査し、委員間の整合（Coordination）を確保する。彼は委員会の決定の告示および必要あれば公布に注意する。

彼が決定の執行を確保するために必要なすべての参考資料は、関係委員によつて彼に供給される。

議長は、一九四三年六月三日の統令によつて創設された、国民解放フランス委員会事務局（Le Secrétariat du C. F. L. N）と事務局に附設されている機関を調整する、この事務局の組織なり、両議長によつて署名され、関係委員の一人又は数人によつて副署される。

第六条 国民解放フランス委員会は、少くとも週に一度、集会する。そのほか、構成員の多数が要求すれば、当然に集会する。

第七条 政府活動の指導の責任を負う委員会の議長は委員会の会議議事日程を決定し、会議の討議を指揮する。議長の不在又は事故の場合は委員会は他の議長によつて指揮される、あるいは両者とも欠けるときは、出席委員によつて、その情況に応じて選挙された一人の委員によつて指揮される。

すべての委員は記載されていないすべての問題を議事日程に記載することの決定を委員会に要求する権能がある。

第八条 命令は、一九四〇年六月十六日以前に法律又は法律の価値をもつ法の対象であつた、すべての事項について必要である。命令は委員会の会議で討議される、命令は両議長によつて署名され、関係委員の一人又は数人によつて副署される。

第九条 法律又は命令を執行するための決定は統令の対象となり、両議長によつて署名され、関係委員の一人又は数人によつて副署される。

統令によつて任命された一人の祕書課長は委員会の会議に列席し、議長の指導の下に、会議の事務局と採用された決定の告示を確保する。

統令は国民解放フランス委員会で討議された統令か、簡単な統令かである。

議長は関係委員とともに、全般的政策に關係し、委員会で討議されねばならない統令を決定する。

高級官吏、将官又は外交使節の長に関する統令は同様に委員会で討議される。

命令案および若干の委員職に関する統令案が関係委員の提案に基き準備され、そして討議にかけられる前、あるいは簡単な統令に関するときは、署名され、公布される前に議長の指導の下に関係委員の間で論議される諸条件を、国民解放フランス委員会の内部規律をきめる統令が定める。

第十条 国民解放フランス委員会の組織と作用を定める一九四三年八月四日の統令によつて修正された一九四三年六月三日の統令は廃止される。

第十一條 この統令はフランス共和国官報で公布される。

臨時諮詢議会の構成にかんする一九四三年九月十七日の命令 を修正する一九四三年十月十五の命令

第一条 次の項が一九四三年九月十七日の命令第八条の末に附加される。

『帝国の領土に対して、もしも情況が抵抗全国評議会に判断に必要な参考資料を有效期日に集めることを許さないならば、

自由フランスから第四共和国までの基本法(三)訳

本条第四号で定められた人びとは Gouverneur Général ある
じよ Gouverneur あむじよ Résident Général の提案に基き
国民解放フランス委員会の決定によつて失権を解除せらるる。

臨時諮詢議会の構成にかんする一九四三年九月十七日の命令 を修正する一九四三年十一月六日の命令。

第一条 一九四三年九月十七日の前述の命令の第三条は次の規定によつて廃止し、代置される。

『第三条(新) 諮問議会は次の人びとを含む。

- 1、本国の抵抗の代表者四九人
- 2、本国外抵抗の代表者二人
- 3、上院、下院の代表者二十人
- 4、県会の代表者十二人』

第二条 九月十七日の命令第五条は次の規定によつて廃止し、代置される。

『第五条(新) 本国外の抵抗組織の二一人の代表者は次の割合で本国抵抗の代理人(délégués)によつて選ばれる。

- a、アルジェリの抵抗組織から二一人
- チニスの抵抗組織から二人
- モロッコの抵抗組織から二人
- b、海外フランス委員から 五人
- c、次の割合で植民地の抵抗に参加した人びとから八人

自由フランスから第四共和国までの基本法(三)訳

100

フランス西部アフリカ 一人

フランス赤道アフリカ 二人

インドシナ 一人

カメロアン 一人

新カレドニイ 一人

マダガスカル 一人

オセアニイ 一人

d、休戦の翌日に戦うフランスを結集させた人びとの中から
二人》

第三条 一九四三年九月十七日の命令第十条は次の規定によ
つて廃止し、代置される。

《第十条（新） 諸問議会議員の委任の行使は国民解放フラン

ス委員会の構成員の資格又は中央行政政府の官吏の資格と抵触す
る。

国民解放フランス委員会に籍を置くために召喚された議会議
員はこの職務中、同種の補缺代理人によつて代行される。》

第四条 一九四三年九月十七日の命令に次の第十条乙項が附
加される。

《第十条乙項 いかなる諸問議会議員もその職権の行使中そ

の議員が述べた意見又は投票が原因で訴追又は捜索されえない。
いかなる臨時諮問議会議員も会期中、現行犯の場合を除いて

は、議会の許可がなければ刑事事件又は輕罪事件（*matière correctionnelle*）で訴追又は逮捕されえない。

議員の拘留又は訴追は会期中かつ議会が要求するならば全期
間中停止される。

議会内で行われた演説および議会の命令で印刷された報告又
はすべての他の文書および新聞に善意でなされたその転載はい
かなる訴訟の提起も許さない。》

第五条 一九四三年九月十七日の命令第十五条は次の規定に
よつて廃止し、代置される。

《第十五条（新） 事務局の構成員の任命にかかるもの以外
の議会の表決は公の投票で、出席議員の投票の絶対多数で表明
される。

但し、その出席議員の数がどのようにあれ、本国の抵抗組織
の代表者はこの種の代理人の全議員が議会にその権限を表すと
きまで、つねに四九票を行使する。

欠席議員の票は同種の議員のあいだに比例して割当てられ
る。》

第六条 一九四三年九月十七日の命令に次の第十六条乙項が
附加される。

《第十六条乙項。すべての代理人は文書でかつ臨時諮問議会
議長の仲介によつて、国民解放フランス委員会に質問を提出す
ることができる。その質問に対しても、後の会議の開頭に口答で

返答される。質問は会期の閉会前三日以後は受理されない。』

解放後のフランスにおける公權力の組織を定める一九四四年

四月一日の命令。

第一条 フランス人民は未来の諸制度を主権的に決定する。

そのために、憲法制定国民議会が、情況が正常の選挙を行うことをゆるすとすぐに、おそらくとも領土の完全解放ののち一年の期間内に召集される。この議会は施行されている法律によつて定められている無能力の苗保附で、成年のすべてのフランスの男女によつて、一回の祕密投票で選出される。

第二条 憲法制定国民議会の召集に先立つ暫時のあいだ、共和的諸制度の前進的再建が、以下の条文に定められているよう

に実現される。

第一章 市長村会

第三条 各市町村で正常の選挙を行うことが可能となる日ま

で、一九三九年九月一日以前に選挙された市町村会が維持されあるいは職権が回復される。

それ故、この日のうちに解散させられた市町村会、免職あるいは停職になつた市町村長、助役、議員 (Conseillers) は、普通法の犯罪のために缺格の場合を除きかつ次の規定の苗保附で、彼らの権利で、ただちに復職される。

第四条 僚奪者によつて任命された市町村会および一九三九

年九月一日以来創設された市町村代理委員 (délégation) は一八八四年四月五日の法律と一九三九年九月二六日の統令によって、相関的に解散される。敵あるいは僭奪者を直接に援助した市町村長、助役、市町村會議員はその官職を免ぜられる。

第五条 維持されたあるいは再建された市町村会で議決定数 (quorum) に達しないものは、解放県委員会の助言に基き、知事によつて臨時的に補充される。

知事は、敵と僭奪者に対する抵抗に積極的に参加したフランス人の男女を、一方で最後の市町村選挙で表現された多数を考慮し、他方で解放のとき、市町村で表明された諸傾向を考慮して、任命する。

第六条 死亡、辞職あるいは前記の第四条にしたがつて免職になつた市町村長と助役は、市町村会が議決定数の法律的要件をみたすやいなや、市町村会の祕密投票の選挙で後任者が決定される。

第七条 一九四〇年六月十六日以来維持され、敵あるいは僭奪者の計画を直接的に援助し又は奉仕した選挙された諸議会 (les assemblées) は解散させられる。

この諸議会は選挙まで市町村を管理する特別代理委員によつて任命される。特別代理委員はその義務に忠実であつた最後の

選挙された市町村議員および、別に、敵と潜奪者に對する戦いに積極的に参加したフランス人の男女を優先的に、一方では最後の市町村選挙で表現された多数を考慮し、他方では解放のとき市町村で表明された諸傾向を考慮して構成される。

代理委員の数は一八八四年四月五日の法律によつて解散された市町村議会のために定められた議決定数と同じである。

第八条 市町村が、敵の行爲によつて、合併あるいは集合又はその他の方法で、地域的構造において変更されたときは、市町村議会の再建又は特別委員の任命は、一九四〇年六月十六日に現存していた通りの市町村に適用される。

第九条 市町村会あるいは特別委員の任命のときから、市町村行政は選挙人名簿の改訂又は再編成に着手し、選挙人となつた女性の選挙人名簿への記載を行う。

この改訂に適用される手続の細目は統令が定める。

第二章 県 会

第十一条 県会は再建される。

第十二条 一九三九年九月一日に效力をもつていた県会の委任(mandat)は第十六条に定められた選挙まで延期される。

第十三条 敵又は潜奪者の計画に直接的に奉仕しあるいは援助

つて、県会が議決定数以下の議員数に減じたときは、県会は解散され、そして県代理委員によつて代置される。県代理委員は次の規定にしたがつて、知事の提案に基き、解放県委員会の助言のちに出された統令によつて任命される。

第十四条 県代理委員の数は、一八七一年八月十日の法律により、第一回の召集に關し県会のために定められた議決定数と同じである。

同じである。

県代理委員はその義務に忠実であつた県會議員および、別に敵と潜奪者に對する戦いに積極的に参加したフランス人の男女を優先的に、一方では解散議会に現存していた多数を考慮し、他方で、解放のときにその地方で表明された諸傾向を考慮して構成される。

第三章 パリー市会——セーヌ県会

第十五条 臨時諮詢議会の助言のちに発せられた特別命令は、パリーの市行政とセーヌの県行政を暫時のあいだ規律し、パリー市会とセーヌ県会に臨時に適用される選挙制度を定める。

第四章 選 挙

第十六条 県において、選挙人名簿の設定が終つたとき、知事は市町村会と臨時県会の選挙を行うために、選舉団(Collège électoral)を召集する。

第十七条 女性は男性と同じ条件で、選挙権と被選挙権を有

する。

第十八条 次の者は、いかなる市町村会又は県会、いかなる特別代理委員又は県代理委員の構成員となることもできない。

(a) 一九四〇年六月十七日以来、本国にその本拠をもつてゐる自称政府の議員又は旧議員。

(b) 一九四〇年六月十六日以来、その行為、その著述又はその個人的態度により、敵の計畫に直接的に援助を与え、あるいは連合国民と抵抗するフランス人の行動を直接的に妨げ、あるいは憲法的制度と基本的な公の自由を直接的に害し、あるいは一九四〇年六月十六日施行の法律に反する、事実上の権力の規則の適用から直接的物質的利益を故意に引き出し又は引き出すことを直接的に試みた市民。

(c) 一九四〇年七月十日、フリリップ、ベタンに対する憲法制定権の授権に投票し、その委任を棄てた国会議員。

(d) 『フランス国家の政府』と自称する事実上の機関、あるいは権力の官職、あるいは国民評議員、任命の県会議員又は、パリーの市会議員の議席を受諾した個人。

但し、抵抗への直接的かつ積極的な参加、解放県委員会の決定によつて確認された参加によつて復権を許されたフランス人は、調査ののち、知事により、本条の(c)(d)項に定められた失権を解除される。

第十九条 各県に、その解放の時から、解放県委員会が創設される。その任務は知事を補佐することである。

解放県委員会は抵抗全国評議会に直接加入し、県に現存する

抵抗の各組織、組合組織および政党の代表者で構成される。

解放県委員会は知事のもとで、抵抗のすべての構成分子の意見を代表し、知事を補佐する。

解放県委員会は、市町村会と県会議員のすべての入れ替えについて、義務的に諮問される。

解放県委員会は、前条に定められた手続による、市町村会と県会の整理のうちに、その職能を中止する。

第六章 臨時代表議会と臨時政府

第二十条 臨時諸問題議会は国民解放フランス委員会と同時にフランスに移転し、公権力の本拠が置かれる都市で召集される。

臨時諸問題議会は、現実的に勢力と平等な数の比例に応じて、その組織の指導者委員会によつて任命された、抵抗全国評議会加入の種々の組織の代理人で、直ちに補充される。

議会はそののち、次の条文で定められる条件で変化する。

第二一条 各県は、名簿による秘密投票で、二回投票の多数決で、最近の法的調査にしたがつて、十五万人に一人、七万五千以上の端数については一人加え、代理人を選挙する。

どの県も最低二人の代理人を選挙する。女性は男性と同じ条

件で選挙権と被選挙権を有する。選挙は原則として、各県において市町村委会および郡会の選挙と同じ時に行われる。

本命令の第十八条に定められているいがなる市民も選挙されえない。

第二二条 臨時諮詢議会をフランスに設置する翌月に、各議員は、彼が関係をもつと声明する県又は地区を議会の事務局へ報告しなければならない。

県又は地区において、選挙が行われ、その県又は地区に属しております、しかも選出されなかつた代理人はその職能を中止する。

第二三条 セーヌ県を含む、本国の県の三分の二において選挙が行われたときに臨時諮詢議会は臨時代表議会に変る。

第二四条 最後の選挙の第二回目の投票につづく十五日以内に、議会はその事務局を構成する。

第二五条 一たび事務局が構成されると、国民解放フランス委員会はその権限を議会に返還する。議会はその議員の絶対多数で、臨時政府の大統領を選挙する。

大統領は臨時政府を組織し、政府とともに議会に出席する。議会は内閣宣言について投票するために召集される。

信任投票は、憲法議会が設置されるまで、臨時政府に、一九三九年十二月八日の法律の第一条第三項に定められた権限を與える。

第二六条 議会の議員は、共和国の憲法的法律によつて定められた免責で保護される。

第二七条 臨時代表議会は全期間中機能をつづけ、憲法議会が設置されるやいなや、当然に解散される。

臨時代表議会は、共和国の法律の条文で、すべての命令案についてと同じく国会の承認を受けねばならなかつた、すべての国際協定について、義務的に諮詢される。第二五条の最終項により即刻必要の場合にとられるデクレロワは、一月内に、議会の承認を受けねばならない。

第二八条 議会は、歳出の提案権をもたずに、予算を議決する。

第二九条 議員の多數決で、議会は全般的政策を説明するために、政府を議会に召喚することができ、又、同じ多數決で、国家利益を表すすべての問題を、議事日程にのせることができる。

第三十条 フランスに到着してから、議会は高等裁判所制度について、諮詢される。

第三一条 議会は、政府との完全な一致により、憲法議会に帝国の諸領土を代表させる形態を確定する責任を負う。

議会は、憲法議会の選挙日と形態の確定について、諮詢される。

第三二条 行政規則の形態をとる統令が、アルジエリーおよ

び植民地の県に所属する地域における、この命令の適用の諸条件と施行を決定する。

但し、臨時代表議会におけるアルジェリーの代理人の数と下院に代表者を選出していたこれらの地域の代理人の数は、アルジェリーとこれらの地域によつて選挙された衆議院議員の数と依然として同じである。

第三十三条 本命令はフランス共和国の官報で公布され、法律として執行される。

(註) 一九三九年十二月八日の法律

『交戦中、兩院は平和時と同様に、立法事項と豫算事項についての権限を行使する。』

但し、即刻必要な場合に、政府は、閣議で審議された統令で、国家防衛の必要によつて課せられた諸处置を行う権限を与える。

この統令は一月以内に、兩院が欠けている場合にはその最初の集会の時に、承認を受けねばならない。』

【附録】

国民解放フランス委員会の名称をフランス共和国臨時政府の

名称にかえる一九四四年六月三日の命令。

国民解放フランス委員会は、

本国の抵抗団体の提案にもとづき、一九四四年五月十五日月曜日の會議で、臨時諮詢議会によつて満場一致で表明された希望すなわち、

（臨時諮詢議会は國民解放フランス委員會が公式にフランス共和国臨時政府の名称を用いることを希望する）と了解される希望により、

法律委員会が了承し、命令する。

第一条 國民解放フランス委員会は共和国臨時政府の名称を用いる。

第二条 この新名称の採用は、一九四三年六月三日の命令第三条と一九四四年四月二一日の命令第二十五条の文言にしたがつて、一方では、國民解放フランス委員会の権力の制度と機能にかんし、他方では、フランス解放の時の臨時政府の構成にかんして施行されている原文（textes）の規定を少しも変更しない。

第三条 この命令はフランス共和国の官報で公表され、法律として執行される。

抵抗全國評議会の綱領（一九四四年三月十五日決定）

「領土の解放のために適用すべき諸手段」

遂行すべき目的に関して結合し、領土の急速な解放というこの目的を遂行するために用うべき諸手段に関して結合している、抵抗全國評議会の内部に結束している運動、団体、政党又は政治的傾向の代表者たちは、解放ののちも（次の目的のため

に) 結合しつづけることを決定したことを宣言する。

1、国の政治的経済的独立を防衛し、フランスをその権力において、その偉大さにおいて、その普遍的使命において再建するため、ド・ゴール将軍によって形成された共和国の臨時政府を確定するため。

2、裏切り者の懲罰と敵と契約した、あるいは協力政府の政策に積極的に参加した、すべての人びとの行政と職業生活の領域における追奪とを見張るために。

3、裏切り者と闇市場の商人の財産の没収、戦争利得に対し累進課税の設定、占領期間中、人民と国に迷惑をかけて獲得された利益に、より全般的な累進課税の設定および不可譲の国民世襲財産への参加の組織をともなった、すべての部門のフランスと植民地の企業における、休戦以来、枢軸国およびその居留民によって獲得された経営参加(Participation)を含んだすべての敵の財産の沒収を要求するために。

4、つぎのことを確保するために。

—普通選挙の再建によって、フランス人民に発言させるもつとも広汎なデモクラシーの確立。

—思想、良心および表現の完全な自由。

—国家、貨幣力、外国の影響力に対してその名誉と独立を保つ

出版の自由。

—結社、集会、示威運動の自由。

—住居の不可侵と通信の秘密。

—人身の尊重。

—法の前のすべての市民の絶対的平等。

5、不可欠の諸改革を進めるために。

a、経済計画について

—経済指導の経済的大封建制の追奪を含む真の経済的、社会的デモクラシーの創設。

—特殊利益の一般的利益への従属を保証し、ファシスト國家に似せて創設された事實上の独裁から解放された経済の合理的組織。

—生産の全分野の代表者との協議のうちに、国家によって決定された計画の線にしたがう国民生産の強化。

—独占された生産のすべての大手段、共同の労働の成果、エネルギーの源泉、地下資源、保険会社と大銀行の國民への返還。

—生産、購買、販売、農業、職人組合の発展と保護。

—経営の内部で、必要な資質を所有している労働者のために指導と管理の機能への接近の権利と経済の指導への労働者の参加。

b、社会計画について

—とくに労働契約制の再建と改善による、労働と休息の権利
—賃銀の重要な再調整と賃銀水準の保証とすべての労働者とそ

の家族に完全に人間的な生活の安全と尊厳と可能性を確保する待遇との保障

—通貨の安定を目的とする政策による国民の購買力の保障

—経済的・社会的生活の組織内で大きな力を与えられた、独立のサンジカリズムの、伝統的自由における、再建

—労働によって生存手段を得ることが不可能なあらゆる場合にすべての市民に、生存手段を確保することを目的とする、被害関係人と国家の代表者の権限に属する管理を伴った、社会保障の完全な計画

—職業の保障、雇用条件と解雇条件の法規制定、職場委員(*délégué d'atelier*)の再建

—*office du Blé* の経験を改善し、一般化する利益のある農業価格政策により、農業賃銀労働者に、産業賃銀労働者と同じ権利を与える社会立法により、小作料、折半小作料の正当な率の確立により、若い農民家族のために所有権への接近の容易さによっておよび耕作設備計画の実現によって、土地労働者の生活水準の向上と保障

—老労働者に、相應に彼らの生涯を終えることを可能にする恩給

—戦災者の損害賠償とファシストの恐怖の犠牲者のために手当金と年金

—土著人と植民地の住民に対する政治的・社会的・経済的権利の拡大

大

—もつとも高い諸機能が、それを行使するために必要な能力をもつすべての人びとに真に近づきやすくなるために、かつこのようにして、出生によってではなく才能によって真の英才が抜てきされ、たえず人民の出資によって一新される。ために、その両親の財産状態がどのようにあれ、フランスの子供達に、教育の恩恵に浴し、もつとも発達した文化に到達する有效な可能性

こ)のようにして、ヴィシーによつて建設された程度の低い反動政体を一掃し、降伏に先立つた腐敗と裏切りの計画を失わしめていた效力(*efficacité*)を民主的、人民的諸制度に返えす、新しい共和制が設立されるだろう。こ)のようにして、政府活動の継続性を人民の選出した人びとによつて行われる有效な抑制に結びつける、デモクラシーが可能となるだろう。

祖国の優越した利益における、現代および将来の行動のための抵抗の代表者の団結は、すべてのフランス人にとって、信頼の保証であり、鼓舞であらねばならない。その団結はすべての排他主義の精神、彼らの行動に制御を加え、敵にのみ奉仕することができるすべての分裂の誘因を除外するように、彼らをはげます筈である。

わあ、国民解放フランス委員会とその議長、ド・ゴール將軍

自由フランスから第四共和国までの基本法(三)訳

の周囲に集つたすべてのフランス人の団結によつて前進しよう。戦斗のために前進しよう。フランスが永續するために勝利にむかつて前進しよう。

抵抗全国評議会

(加入団体)

- 国民解放運動(斗争、便衣隊、解放、戦いのフランス、フランスの防衛、ローレーヌ、抵抗)
- 国民戦線
- 民事、軍事組織(O・C・M)
- 北部解放
- 抵抗の人びと
- 解放の人びと
- 労働総同盟(C・G・T)
- フランスキリスト教労働者同盟(C・F・T・C)
- 共産党
- 社会党
- 急進社会党
- 人民民主党
- 民主同盟
- 共和同盟